

社会福祉法人三愛会役員等に対する報酬及び費用弁償支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三愛会の理事並びに監事（以下「役員」という。）及び評議員に対して支給する報酬、及び費用弁償の額並びに支給方法について定める事を目的とする。

(報酬)

第2条 役員の報酬は、勤務実態に即して、日額25,000円、半日勤務の場合は12,500円を支給するものとする。ただし、理事長の月額報酬の上限は200,000円、業務執行理事の月額報酬の上限は100,000円とし、上限を超える金額は切捨てする。

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員が、理事会及び評議員会等に出席した場合は費用弁償として次の額を支給する。ただし、理事長および業務執行理事は支給しない。

日額 5,000円（ただし、源泉所得税控除後の金額）

(支給方法)

第4条 報酬の支給日は、その月の末日とし、銀行振込みにより支給する。また、通貨をもって直接支給することができる。

- 2 支給日が休日の場合は、直前の指定金融機関の営業日とする。
- 3 費用弁償は、当日払いとする。

付則

この規程は、平成29年6月12日から施行する。